

1・1 海運税制(圧縮記帳、国際船舶に係る登録免許税)

1・1・1 税制改正

当協会は「令和 2 年度税制改正」に向け、会員へのアンケート結果等を踏まえて要望事項を検討のうえ、2020 年 3 月末に適用期限を迎える「外航船舶の圧縮記帳(特定事業用資産の買換特例)」および「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」に関し、両特例の延長実現に向けて活動した。例年同様、国土交通省海事局による財務省主税局との厳しい折衝に際して海事局を支えるべくデータ収集・提供を行うとともに、内藤会長が中心となり国会議員への陳情活動等を実施、2019 年 12 月に閣議決定された「令和 2 年度税制改正の大綱」において両制度の延長がほぼ要望通りに認められた。その他の事項を含めた要望経緯および詳細は以下の通りである。

(1) 令和 2 年度税制改正要望

① 要望内容の決定

当協会の税制改正要望については、例年 3 月頃に実施する要望アンケートの結果を踏まえ、前年度の要望項目を基に財務幹事会にて作成し、日本経済団体連合会(経団連)の提言や国際課税連絡協議会の要望も勘案しつつ、9 月の定例理事会で承認を得たうえで決定している。「重点要望事項」は当協会が主体的に要望活動を行うとともに「海運関係事項」における内航業界の関連項目は日本内航海運組合総連合会(内航総連)による要望活動を側面支援する目的で掲載する他、それ以外の「国際課税」および「企業税制」については各党に要望書を提出することで当協会要望への認識を得ることに加え要望機運が高まった時に他団体と協調すべく備えておくという方針で対応してきている。なお、「国際課税」および「企業税制」については、財務幹事長および事務局にて国際課税連絡協議会と経団連の両事務局に概要を説明した。

「令和 2 年度税制改正要望」(【資料 1-1-1-1】)は、上述の通り財務幹事会にて検討のうえ政策委員会の審議を経たのち、2019 年 9 月 25 日の定例理事会で決定され、関係方面に提出された。

② 要望に係る主な事項

(a) 重点要望事項:

- ・「外航船舶の圧縮記帳(特定事業用資産の買換特例)」
- ・「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」

2019 年度末に期限を迎える両制度の延長を求め、要望活動を展開した。特に譲渡差益(売船益)について 80%の圧縮記帳を認める買換特例に関しては、売船時の簿価が税効果に影響することから毎年の償却費ひいては船舶の耐用年数が重要な要素であるが、2018 年度にて船舶特償が要望年を迎えた際、国交省と財務省の交渉において財務省より法定耐用年数を延長すべきとの指摘がなされたことに鑑み、海事局と協議のうえで現行法定耐用年数の合

理性を説明するためのデータ収集を行うべく、会員各位に協力を求めた。

(b)海運関係事項:

- ・「地球温暖化対策税の還付制度」(温対税還付)

2019 年度末に期限を迎える当該制度について、内航総連の要望を側面支援すべく要望した。

(2)国交省による税制改正要望

国交省海事局は、例年通り当協会の意向を踏まえつつ、「令和 2 年度税制改正要望」として財務省主税局に対し、2019 年 8 月 28 日付で各特例措置に係る要望書の提出を行った。当協会の重点要望事項に関し、圧縮記帳については「海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長」として、登録免許税の特例措置については「国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置の延長」として夫々要望された(**【資料 1-1-1-2】／【資料 1-1-1-3】**)。

同時に、内航船舶に係る温対税還付の要望も同日に行われた他(**【資料 1-1-1-4】**)、国交省港湾局から財務省関税局および総務省に対して「とん税・特別とん税」に係る要望書が提出されている。港湾局からの要望は、国際基幹航路のうち、欧州・北米航路に就航し、わが国国際戦略港湾に寄港する定期コンテナ船を対象に両税の減免を求めるもので、同局からは2018 年度に同内容にて要望されていたものの「平成 31 年度税制改正」に向けた議論の途上において引き続き検討することとされたものである(2018 年度の検討経緯については、『船協海運年報 2018』『海運税制』を参照。)。なお、「とん税・特別とん税」については財務省関税局の所管であり同局が「関税改正要望」として受け付けたうえで対応しているが、「特別とん税」については地方自治体を対象となるため総務省の所管とされ同省が税改要望を受け付けたかたちとなっている(**【資料 1-1-1-5】／【資料 1-1-1-6】**)。財務省関税局の「毎年度の関税改正」については同局の Web ページを参照。

(https://www.mof.go.jp/customs_tariff/tariff_reform/index.html)

(3)当協会の活動

① 与野党ヒアリング等への対応

税制改正に向けて、与野党で業界団体の税制改正要望を聴取するヒアリングが開催され、当協会は以下の会合に出席、重点要望事項について制度の必要性を訴えた。

11 月 5 日:自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」(内藤会長出席)

11 月 8 日:公明党「政策要望懇談会」(内藤会長出席)

11 月 14 日:国民民主党・立憲民主党・社会民主党・社会保障を立て直す国民会議

「令和 2 年度税制改正に関する共同会派ヒアリング」(中島副会長・小野理事長出席)

また、自民党では上述のヒアリングに加え、「海運・造船対策特別委員会(委員長:村上誠一郎衆議院議員)」および「海事立国推進議員連盟(会長:衛藤征士郎衆議院議員、事務局

長：盛山正仁衆議院議員）」（海造特・議連）の合同会議を 11 月 14 日に開催した。本会議には当協会より中島副会長および小野理事長が出席し、当協会税改要望のうち重点要望事項の 2 点について日本商船隊の国際競争力の維持および造船業を中心とした関連する海事産業振興の観点から要望した。同会議では、当協会の当該要望を含む「令和 2 年度海事税制に関する決議」が全会一致で採択されるとともに（【資料 1-1-1-7】）、衛藤議連会長をはじめとする当日の出席議員が中心となり 11 月 18 日に財務省主税局矢野局長への申入れが行われた。

さらに、超党派の国会議員等で構成する海事振興連盟（連盟／会長：衛藤征士郎衆議院議員）の通常総会が 11 月 20 日に開催され、当協会からは内藤会長が出席、当協会の重点要望について説明し各税制に係る特例措置の必要性を訴えた。同総会においては『令和 2 年度海事税制に関する』海事振興連盟決議」および『令和 2 年度海事振興連盟』決議」が採択され、同月 22 日には衛藤連盟会長をはじめとする国会議員が麻生太郎財務大臣を訪問して両決議の申し入れが行われている（【資料 1-1-1-8】）。

② 国会議員への陳情活動等

当協会は、10 月から内藤会長が中心となり国会議員への陳情活動等を展開した他、国交省海事局による財務省との折衝をサポートすべく財務幹事会を中心にデータ作成等を行い、海事局を後方支援した。先述の通り、前年度の「平成 31 年度税制改正」にむけた事務折衝のなかで、財務省より外航船舶に関する法定耐用年数の見直しについて指摘されており、仮に法定耐用年数が延長された場合は外航専門船主に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、当該の見直しは受け入れられないという主張を補完すべく「外航船舶に係る修繕費等についての調査」を実施するとともに現行の法定耐用年数を正当化する周辺情報の収集を行った。なお、内航船舶についても海事局内航課により、関係する事業者を対象とした修繕費等に係る同様の全船調査が実施されている。

(4) 税制改正の結果

① 概要

2019 年 12 月 2 日の自民党税制調査会（会長：甘利明衆議院議員）小委員会において行われた所謂「〇×（マルバツ）審議」において、船舶に係る圧縮記帳（外内航共通）および登録免許税の特例措置に係る両税制の延長についてはいずれも「△」との結論を得たことで、実質的に当協会の要望が認められた。（「△」とは、「関係省庁間で要件等の詳細を詰め、与党税制改正大綱に改正内容が記載される」ことを含意している。）なお、同会議で併せて検討対象とされていた温対税還付の延長や、とん税・特別とん税の軽減措置の創設も「△」との結論が出された。

その後、同小委員会における取りまとめを経て、12 月 12 日に「令和 2 年度税制改正大綱」（与党大綱）が公表された。大綱における海運関係事項の抜粋は以下の通り。

<大綱より抜粋>

二 資産課税

(18) 特定国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

三 法人課税

(13) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年(…)延長する

⑥ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えについて、次の見直しを行う。

イ 外航船舶及び内航船舶について、買換資産の船齢が法定耐用年数以下であることとする要件を加える。

ロ 港湾の作業船について、譲渡資産に係る船齢要件を35年未満(現行:40年未満)に引き下げる。

七 関税

3 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾(京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港)に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率(純トン数1トンまでごと)を次のとおりとする。

現 行 108 円(とん税 48 円、特別とん税 60 円)

改正案 54 円(とん税 24 円、特別とん税 30 円)

(注)上記の改正は、令和2年10月1日から施行する。

本大綱を受け、当協会は内藤会長のコメントを発表した(【資料 1-1-1-9】)。本大綱に基づく関連法の改正案「所得税法等の一部を改正する法律案」は2020年3月27日に成立した(併せて、とん税・特別とん税に係る「関税定率法等の一部を改正する法律案」も同日に成立している。)。今次の税制改正において、登録免許税の特例措置に係る縮減は行われなかったものの、圧縮記帳に関しては、上述の「大綱」に記載の通り、買換資産の船齢を法定耐用年数以下とする一部縮減がなされたことを受けて同3月31日に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令」が公布、官報に掲載された。改正後の施行令における当該箇所の記述は以下の通り。

<租税特別措置法施行令>

第三章 法人税法の特例

第七節 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第三十九条の七

9 法第六十五条の七第一項の表の第七号の下欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一 建造の後事業の用に供されたことのない船舶のうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの

二 船舶で、その進水の日から取得の日までの期間が耐用年数(法人税法の規定により定められている耐用年数をいう。)以下であり、かつ、その期間がその船舶に係る法第六十五条の七第一項の譲渡をした資産に該当する船舶(以下この号において「譲渡船舶」という。)の進水の日から当該譲渡船舶の譲渡の日までの期間に満たないもののうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの(前号に掲げるものを除く。)

(※ 下線部は執筆者が付したものであり、改正個所を示している。)

本改正を経た「令和 2 年度税制改正後の海運税制一覧」は資料(【資料 1-1-1-10】)の通り。